

第 1 問

(2) 王太、葉志、江民法16条より推定して「消失、かつ心」として民法15条に
よる。Bの遺法は占有から推定するところ、推定する。よって、Cは既にBが

美濃と近味に招かれて、宛定は「い方が書かれていますか?」

第 1 問

よて、Aは、木材②の売却価格150万円の損失を負い、Bは、木材①の買受の価格200万円の利益を受けたり、150万円の範囲で因果関係が認められる。また、法律上の原因なく、というかが問題となるが、民法298条は、条件の規定を「法律上の原因」とはしない旨の規定であり、この要件を満たさないといい、⑦ 条件の発生は原因なく、法律上の原因。要件成就を要しない。
したがって、Aは損失は認められ

先: Aの表は3列の列と行。Dの行は2列の列と行。表の1行1列。

2 これに対して、Dの側から、自身の請求金額として、木材②の価額
を含む600円を既に支払っており、利益を受けていないと反論が
3 して考えられる。この点については、600円以内、木材②の対価として金
4 銭の支払いか否かという下地、Dの下には「利益」はないと考える。
5 よって、Dの反論は認められる。

第3 [設問2] (1)

誰の? 記号にかい

1 Eは、所有権に基いて引渡請求をしている。これに対し、GはE所有主
2 争う旨の主張は、對抗要件具備に基いて所有権喪失の抗弁である
3 を主張する。すなわち、物の二譲渡があり、下場合の譲受人の一方が
4 對抗要件を備えたことにより、確定的に所有権が移転し、他の譲受
5 人から所有権を帰属を認められなくなることをいう。

2 x=7, 上記抗弁主張に必要事項といふ⑦ ~~は~~ ^は ~~心算~~ ^{心算} 有
件土地を~~受買~~ ^{受買} 受取上、~~既~~ ^既 不動産物権登記の付付
要件は登記(次)か(民法(77)条)Fか、上記買手は、登記準備
は25. 上記主張、亦証明必要か否

第4 [設問2] (2)

→ 妹と板倉の關係に217頁載せてい

このGの主張の根拠は、留置権(民法249条)の抗弁を根拠としている。
 7. 留置権^{内本}の留置権を主張するが、

(1) Eは、~~主~~大た④にて、Fが材料重作を属以外の失却で明認方法を
施していることから、大た④の所有権はEの下にある。では、YとLの知とLの重作
との関係で、権利者はYとLの所有権をYとLの知とLの重作とにあるか。

④ YEXE、同条の趣旨は、当事者間の公平を以て、債権者以外の者の下物
として扱えないと、債権者と債権者の公平が図られ、場合がある。そこで、債権者

以上の青い物と黄色の物に合計すると28.

(2) 又、此、 Γ の閉曲に生じた積分、 γ による。

アとも、留置権の本質は、債務者に心理的圧迫を以てこれを以て債務者に於て、債務の履行を間接的に強制する点にある。その為、~~先ず~~債務履行の物に關して生じた債權」といふ點から、債務者と、不渡請求権者との同一性を必要とする。

イ 本問では、被担保債権は、保管手続の債務者はFであり、債権者はEである。

④ 水がわて、En引液請求機口、その約10分して40-50倍倍、とはなる。

(3) 以上より、留置権は成立しない。牽連性の判断は正しくない。

2. 以下が、丸太 $\oplus$ に関する G の主張は認められる。

第 5 题 [没问?] (1)

トは15歳といふ未成年者であるから、トはCに於て、責任無能力者の監督義務者等の責任(民法19条項)を根拠に、損害賠償請求が認められ

3.

9127

決が認められるのは、Hが責任能力を有していることが必要である。そこで、責任能力とは、加害行為の法律上の責任を弁識するに足る能力をいう。Hは13歳の中学生であり、一般的に上記弁識能力を有すると認められ、11歳から12歳9年6月までと上記されている。また、Hは木片屑材を持ち出目的でCの自らの前を通行する者を警かせる」とするもので、このHの行為に於て、通行人に及ぼす何らかの危害を及ぼすことを認識しているものといえる。そうだと、Hには、上記行為の法律上の責任を弁識するに足る能力を備えているといえ、責任能力が認められる。

3

2) 6と7、責任能力の有無場合には、加害者に対し不法行為責任を追求してよいとされ、加害者が子供など、賠償の能力を有しない場合、被害者の損害といふ9条の趣旨を踏まえ、もとより、監督義務者の義務違反と当該未成年者の行為の間に因果関係が認められる場合には、監督義務者に対して9条責任を追求してよいと考へる。

(1) まず、Cは、Hの父親であり、自衛子が他者に対して損害を及ぼすおそれがあるよう監督義務を負っている。そして、その内容はHが中学生の終り時点から全部が租界になり、同級生に怪我をさせた同級生の自転車へのブレーキの付くことを切ったこと、傷害罪や器物損壊罪に及ぶ行為を行ったことを理由に、学校から呼び止めておこなったことがある事情を考慮すると、CはHに対して一般的不注意を起した、より高度な~~責任~~責任を負っている。Hの再度の~~非行~~非行防止手段を採る義務を負っているといえる。

「本にもかかろう。CはHと同様であり、上記手段を採ることから可能である。~~それ~~も、他人に迷惑をかけてはいいもの」といふ一般的名義で示しておらず、上記意義は格に翻弄されている。

したがって、Cには監格義務違反が認めれる。

(2) 上記 2.1.17. の内相害の損害が生じているため、これは H による本件解角株式道路に置く行為から生じた、~~上記損害~~ 生じたが、たとえ
いえる。上記 C が監督義務を怠っていたため、H の加害行為は
行為から、たとえ生じたため、監督義務違反と上記損害の間に
は因果関係も認められる。

(3) したがって、LはCに対し、709万責任を請求することからして、

第6 [設門3] (2)

1 Cは、1の請求に対し、過失相殺を主張することに否定的(民法722条2項)。

(1) だが、被害者は口で受けたこと、(ハ)主犯の退去は、大の被害者の
携帯電話での通報による自転車1台の運転である。よって、「不
全者による退去」があったといえる。

ともとも、709条の趣旨は損害の公平な分担にある。722条の趣旨は、被害者に過失がある場合には、その考慮が、より709条の趣旨の趣意に適合する点に在り、よて、被害者に過失があること、被害者との関係上、一体とみなすべきである。過失がある場合、これも考慮が、上記趣旨に適合する。よて「被害者の過失」に於て、上記のより活発の過失と云ふべきである。

本間では、被害者は、3歳の子であることを知り、その母親であるKには被害者と生活関係上一体となった関係にあるといえる。

したがって、被害者損失が被害者損失、被害者損失が被害者損失といふ。

(4) なお、72条2項は、「裁判所は、これを考慮し、…である」と規定している。
 ・これを、これを考慮するの各々は、裁判所の裁量に委ねられている。

2/ 以上、裁判所が過失を考慮して判断した場合には、Cの
反論は認められず。

4% 上

和見 $6^{11} \times 112 \text{ Torr}$

我知た裁量のITリテラシー、解解解、B社が「work」のITリテラシー、
経済学の本上、その中には「東」と「西」の「西」が「東」。

設問 1

材木①……Cの倉庫にある材木（丸太を材木に加工済）

材木②……Dのリフォームに使用した材木（丸太を材木に加工し、材木をリフォームに使用）

第1 設問 1(1)

1 Aの主張

所有権に基づく返還請求。Aの所有、Cの占有が要件。

※ 所有権の移転時期は？

AB間は丸太の契約時に、丸太の所有権移転時期は、代金支払時としている。BはAに対し代金を支払っていない。

※ 丸太が材木になっているが？

民法246条の加工の条文。

加工物の所有権は、材料の所有者に帰属。また、価格が15万から20万円と高騰しているが、「材料の価格を著しく超える」（民法246条ただし書き）にあたるともいえない。

→ 丸太の所有権はAに留保されている。

したがって、Aは所有権を根拠にCに返還請求権を行うことが考えられる。

2 Cの反論

即時取得（民法192条）を主張することが考えられる。

①動産、②取引行為によって占有を承継、③無権利者から取得、④平穩・公然に取得し、⑤善意無過失であること、⑥占有を取得していること。

・ 材木は動産（①）であるので要件みたらす。

・ CはBとの売買契約（②取引行為）により、材木の占有（⑥）を取得している。

取得の方法も強奪等によるものではなく、平穩、公然と倉庫に搬入している（④）。

・ Bは所有権を取得していない無権利者であった（③）

※ Cは無過失であるといえるか？（善意であることは認められる）

・ 以前にもトラブルが生じていたことを知っていた。同じトラブル。

・ 確認の方法も連絡を入れるだけでよいので容易。

→ 無過失であるとは認められない。

→ Cの即時取得の主張は認められない。

第2 設問 1(2)

AがDに対し材木②の価額の償還を請求することができるか。

1 Aの請求について

(1) Aの請求の根拠

材木②は、D所有の建物のリフォームに使用されている。既に、D建物に付合し、材木②の所有権はDが取得（民法242条）。

Aは、材木①と同様材木②もBの代金支払時まで自己に所有権が留保されており、材木②の所有権を自己が有することを主張。

そのうえで、自己が所有権を有する材木②が付合により所有権が消滅してしまったとし、民法248条に基づき、Dに対し、民法703条、704条に基づき価額償還請求を行うことが考えられる。

(2) Aの請求の検討

民法248条に基づき価額償還請求は、不当利得（民法703、704条）請求に基づき行う。

不当利得が成立するためには、①法律上の原因がないこと、②他人の財産又は労務によって利得を受けていること、③損失が発生していること、④利得と損失の間に因果関係があることが必要。

Aには、材木②のもとなる丸太の所有権を損失（③）が発生している一方、Dは付合により材木②の所有権を取得するという利得（②）であり、損失と利得の間には因果関係が認められる（④）。

※ では、法律上の原因はないのか（①）？

DはCと請負契約を締結したうえで、材木の所有権を付合により取得するに至っている。

しかし、不当利得は、公平の理念に基づき利得者にその利得の返還義務を負わせるもの。

【パターン1】

利得を受領する者が、他人の損失に基づき利得を受領することについて悪意又は重過失がある場合（昭和49年9月26日）には、損失者との関係で法律上の原因はないといえる。

ADの関係では、Dが材木②の所有権取得時、つまり、材木②がDの不動産に付合した時期にDが悪意・重過失であればAはDの材木②の所有権取得には法律上の原因がないと主張することが考えられる。

悪意であることは明らかではないが、重過失の理由として、Aが所有する甲土地の材木が使用されていること等をAは指摘していくことが考えられる。

【パターン2】

材木②が付合されていなければ、Dが保護されるためには即時取得をするしかない（192条）。即時取得をするためには、善意無過失であることが必要。

材木②がDの不動産に付合した時期にDに過失があれば、法律上の原因がないとして価額償還請求を行う。

2 Dの反論及びADの主張反論の検討

(1) 付合時期に悪意重過失はないこと (パターン1の際の反論)

Or

付合時期に善意無過失であること (パターン2の際の反論)

Dは、BがAに対して未払であることを知らなかった。

甲土地の材木が使われる事は知っていたが、代金未払の事情をDにて発見できるような端緒もない。

パターン1：重過失があるとはいえない

パターン2：材木の所有者にまで確認することまで通常期待できない

→ (自身の結論)

- ・ Dは一般ユーザーと考えられる。
- ・ Cと異なり、ABトラブルの事情も知らない。
- ・ パターン1かパターン2の理由。

→ Aの請求は認められない。

(2) 利得について

Dは既にCに対して請負代金を支払い済みであり利得がないと主張することが考えられる。

しかし、単に材木②が付合されていなければ、即時取得しない限り返還請求ができる。金銭を支払ったことにより利得なしとするのは適切ではない。

Dの利得なしとの主張が成立するためには、Dが所有権を取得することになる付合時期に善意無過失であることが必要。

(あてはめ)

上記と同様

設問2

丸太③……明認方法なし

丸太④……明認方法あり

EがGに対して丸太の所有権はEに属するとの引渡を求める訴えを提起

第3 設問2(1)

Eの所有権を争っている。

- 1 丸太③の所有権者はFであり、Eではないと主張することが考えられる。
- 2 丸太③は明認方法が施されていない。丸太③は甲土地の定着物 (民法86条1項)。若しくは、丸太③のもととなる立木は甲土地に付合しており (民法242条)、土地の所有者がその所有権を有する。
- 2 AはEに対し、甲土地及び立木を売却。土地の所有者は、E。

土地の対抗要件は土地の登記による (177条)。Eは対抗要件取得済み。

→したがって、所有権を有しないEの請求は認められない。

立木に明認方法も施されていないので、Eは丸太③の所有権を第三者に対抗できない。

自身は、Eと寄託契約を締結し丸太を預かっている者。正当な利益を有する第三者にもあたる。

→Eは、明認方法を施していないため、第三者であるGに対してその所有権を対抗できない。

第4 設問2(2)

Eの所有権は争わない。Gの占有も争わない。

- 1 Gは、留置権 (民法295条) に基づき、保管料に相当する金額の支払を受けるまでは、Eの請求を拒否する旨の主張をしていると考えられる。

2 留置権の成否

①他人の物を占有していること、②その物に関して生じた債権を有すること、③被担保債権の弁済期が到来していること、④占有が不法行為によって始まったものではないこと。

- (1) ①他人の物の占有：被担保債権の債務者以外が所有する以外の者が所有する物も「他人の物」といえるか。

この点、民法上の留置権の目的物は、占有者以外の物に属する物であればよく、必ずしも債務者の所有物に限らないと解される (※商事留置権521条とは違う)。

- (2) ②牽連性：所有者に対する債権ではなくともその物に対する債権として牽連性が認められるか。

その物自体から生じた債権 → ②牽連性を認める

返還請求権と同一の法律関係から生じた債権 → ②牽連性を認めない

- (3) ③支払時期：到来している

Eの請求前に弁済期到来

- (4) ④不法行為によって始まったものではないこと

対抗要件具備していないことを認識したうえで、持ち出した行為。他人の権利を不法に侵害 (709条)。不法行為に該当する。

3 Gの主張の検討結果

留置権の主張は認められない (要件②、若しくは、要件④で充足性欠く)。

設問3

Hは15歳、未成年

第5 設問3(1)

親Cに対して損害賠償請求ができるか

- ・ Hの行為は不法行為にあたる。

※ Hは、不法行為責任を負う主体か（民法712条）。

判例上、12歳程度とされている。Hは民法上の不法行為責任を負う。

※ Hが責任を負えば、Cは責任を負わないのか？

民法709条に基づき監督義務者に故意・過失が認められれば責任が認められる。

- ・ 親として対策を講じていない。
- ・ 悪質な悪戯をしていることは認識している。

→過失あり。責任が認められる。

第6 設問3(2)

Cの運転、C乗車の車両に問題があり、過失相殺されることを主張する。

※ Lは運転していないが、Cの過失がLの請求にも考慮されるのか？

- ・ 被害者と身分上・生活関係場の一体性が認められる者に過失があった場合については、その者の過失を過失相殺の対象として考慮する。

- ・ 携帯電話での運転
- ・ 車の前照灯の故障

→Cの過失相殺の主張は認められる。

昭和49年9月26日（百選Ⅱ74）